

消 防 震 第 5 5 号  
平成16年8月18日

各都道府県防災主管部長殿

消防庁震災等応急室長

### 緊急消防援助隊の運用について（通知）

標記については、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(平成16年2月6日付け消防震第9号)及び「緊急消防援助隊運用要綱」(平成16年3月29日付け消防震第19号、以下「運用要綱」という。)等に基づきご尽力をいただいているところであり、緊急消防援助隊の速やかな出動要請についても、「風水害対策の徹底について」(平成16年7月28日付消防災第153号消防庁次長通知)においてお願いしているところですが、8月5日に実施した「新潟及び福井豪雨災害にかかる緊急消防援助隊隊長会議」の結果（**別添**「隊長会議における主な意見等」参照）も踏まえ、水害のみならず各種大規模災害時等において緊急消防援助隊がより迅速かつ的確に活動できるよう、下記事項に留意し、災害対策に万全を期されるようお願いいたします。

貴都道府県内の市町村及び各消防本部にも、この趣旨を速やかに連絡し、相互にその徹底を図られるようご配慮願います。

### 記

#### 1 受援都道府県の体制

##### (1) 緊急消防援助隊の早期要請

初動時における情報収集体制の強化に努め、被害の甚大性が見込まれる場合には、代表消防機関と協議するとともに、早期に緊急消防援助隊を要請すること。

##### (2) 緊急消防援助隊調整本部の設置

緊急消防援助隊の出動が決定された場合、運用要綱第10条に基づき、直ちに緊急消防援助隊調整本部を設置すること。この場合において、被災地が一の市町村であっても被害の状況等から必要がある場合には、都道府県が設置して差し支えないこと。

##### (3) 災害対策本部における調整

都道府県及び市町村の災害対策本部においては、緊急消防援助隊が迅速かつ的確

に活動し、併せて消防、警察及び自衛隊等による災害救助活動が連携して実施されるよう緊急消防援助隊調整本部との連携・調整に留意すること。

なお、「緊急消防援助隊運用要綱に係る留意点について」(平成16年3月26日付消防震第20号、以下「20号通知」という。)で通知したとおり、緊急消防援助隊調整本部は、市町村災害対策本部又は都道府県災害対策本部等が設置された場合においては、それらの中でその機能を果たすとする事で差し支えないこと。

## 2 受援都道府県代表消防機関の役割

### (1) 緊急消防援助隊の要請時における都道府県との連携

災害規模、被害状況の推移及び都道府県内広域消防応援の状況等から、緊急消防援助隊の派遣が必要と見込まれる場合は、速やかに都道府県と連絡・調整を行うこと。

### (2) 緊急消防援助隊調整本部への職員の派遣

緊急消防援助隊の出動が決定した場合、緊急消防援助隊調整本部に早期に職員を派遣し、派遣された職員は、都道府県職員、消防庁派遣職員及び指揮支援部隊長等と連携し、緊急消防援助隊及び県内広域消防応援隊の円滑な活動の推進に努めること。

## 3 各都道府県における情報連絡体制の確認

(1) 20号通知で示したとおり、受援計画の内容を地域防災計画に反映させる等両計画の整合を図るとともに、大規模災害時における迅速な消防の広域応援を実施するために平常時から連絡体制を確保しておくこと。

(2) 緊急消防援助隊が迅速に出動し得るよう、出動可能隊調査、出動要請等の所要の連絡が、曜日や時間帯にかかわらず速やかに各消防本部に伝達できる体制が確保されているか再点検を行うこと。

担当：震災等応急室広域応援係 佐野、花海、坂本、居島 電話 03-5253-7527
--